

豊橋市工事書類簡素化要領

(目的)

第1条 豊橋市工事書類簡素化要領(以下「本要領」という。)は、愛知県土木工事標準仕様書等の設計図書に基づき、受注者が作成し提出及び提示する工事関係書類について、発注者・受注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上のため、簡素化を実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、豊橋市発注工事で当初設計金額が200万円を超える建設工事に適用する。

(実施内容)

第3条 工事書類の簡素化を実施できる内容をまとめた、別表「工事書類簡素化一覧表」に基づき簡素化を図ることとし手順は以下による。

- 1 発注者は着手後直ちに受注者と工事着手から完了までの提出、提示書類について、別紙参考資料「土木工事書類一覧表、建築工事書類一覧表、設備工事書類一覧表」により確認する。
- 2 発注者・受注者ともに工事書類の簡素化を徹底し、必要としない書類の提出、提示は行わないものとする。

(その他)

第4条 工事書類の整備において、情報共有システムの積極的な活用に努めるものとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和５年１月１日から施行する。

附則

- １ この要領は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際、既に契約締結している工事については、従前の例による。

工事書類簡素化一覧表

○一覧表上の省略した表記は以下のとおり

- ・約款---豊橋市工事請負契約約款
- ・土木標仕---土木工事標準仕様書（愛知県建設局）
- ・建築標仕---公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
（一般社団法人公共建築協会）
- ・設備標仕---公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
（機械設備工事編）
（一般社団法人公共建築協会）

1. 土木工事、建築工事、設備工事共通

【施工体制台帳】

根拠	・建設業法第24条の8 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 ・土木標仕1-1-12 ・建築標仕1.1.5 ・設備標仕1.1.5
簡素化の内容	施工体制台帳の写しは提出とするが、その添付書類は提出せず、提示とする。

【産業廃棄物関係】

根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条 ・豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要項18条 ・土木標仕1-1-21 ・建築標仕1.3.11 ・設備標仕1.3.9
簡素化の内容	マニフェスト管理台帳は提出、マニフェスト本票は提示とする。 施工計画書にはマニフェストの様式は添付しない。 確認事項（収集運搬業者・処分業者）は添付せず、提示とする。

【安全・訓練等の実施報告書】

根拠	・労働安全衛生法 ・土木標仕1-1-33 ・建築標仕1.3.7 ・設備標仕1.3.5
簡素化の内容	安全教育安全訓練等の実施状況について、工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示をする。

【官公庁届け出書類】

根拠	・騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例、道路交通法等 ・土木標仕1-1-43 ・建築標仕1.1.3 ・設備標仕1.1.3
簡素化の内容	諸手続きにおいて、官公庁等の許可、承諾を得た書面は提示とする。

【工事カルテ（コリンズ）】

根拠	・土木標仕1-1-7 ・建築標仕1.1.4 ・設備標仕1.1.4
簡素化の内容	受注者から「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請する。監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。

【交通誘導警備員関係】

根拠	・警備業法18条 ・土木標仕1-1-40
簡素化の内容	有資格者の合格証明書、有資格者に代わる交通誘導警備員の実務経験3年以上の経歴書は提示とする。 工事完了時の整備書類の交通誘導警備員報告書（集計表）は提出とし、勤務伝票は提示とする。

【休日または夜間の作業連絡】

根拠	・土木標仕1-1-44
簡素化の内容	書面によらず事前にその理由を監督員に連絡することとする。ただし、現道上の工事については書面等により提出または施工計画書に記載しなければならない。

2. 土木工事関連

【施工計画書】

根拠	・土木標仕1-1-6
簡素化の内容	請負金額4,500万円未満の工事は、以下の項目を省略する。ただし、設計図書に記載指示のある場合を除く。 (省略する項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、主要資材、施工方法、施工管理計画、環境対策、現場作業環境の整備)

3. 建築工事関連

【施工計画書（総合施工計画書）】

根拠	・建築標仕1.2.2
簡素化の内容	建築標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要とする。 専門業種工事及び請負金額4,500万円未満の工事は、設計図書に記載のある場合を除き監督員と協議の上、以下の項目を省略することができる。(省略できる項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、施工管理計画(品質管理を除く)、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備) なお、保安設備・交通誘導員を配置する場合は記載のこと。

【施工計画書（工種別施工計画書）】

根拠	・建築標仕1.2.2
簡素化の内容	建築標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要とする。 専門業種工事及び請負金額4,500万円未満の工事は、品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めて総合施工計画書に記載する場合は、不要とする。

【工事使用資材製品届】

根拠	・約款第13条 ・建築標仕1.4.2
簡素化の内容	材料・機材について、総合施工計画書又は工種別施工計画書に記載する場合は、不要とすることができる。

【工事記録】

根拠	・ 建築標仕1.2.4
簡素化の内容	工事記録（その1）のみとし、（その2）の提出は令和7年4月1日より取り止める。

【出荷証明書、規格証明書】

根拠	・ 建築標仕1.4.2、1.4.4
簡素化の内容	出荷証明書は、監督員の指示により不要とすることができる。 規格証明書は、現場搬入時にJIS、JAS、BL部品の規格のマーク表示のある材料は、規格証明書の提出を不要とする。（ただし、工事写真の提出が必要となる。）

4. 設備工事関連（建築設備、プラント設備）

【施工計画書】

根拠	・ 土木標仕1-1-6 ・ 設備標仕1.2.2
簡素化の内容	設備標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要とする。 請負金額4,500万円未満の工事は、設計図書に記載のある場合を除き監督員と協議の上、以下の項目を省略することができる。（省略できる項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、主要資材、施工管理計画、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備） なお、保安設備・交通誘導員を配置する場合は記載のこと。

【工事使用資材製品届】

根拠	・ 約款第13条 ・ 設備標仕1.4.2
簡素化の内容	施工計画書（主要資材）に品質・規格等を記載の場合は、提出を不要とする。

【工事記録】

根拠	・設備標仕1.2.4
簡素化の内容	工事記録（その1）のみとし、（その2）の提出は令和7年4月1日より取り止める。 作業の無い期間は記載を省略することができる。ただし、養生期間や安全訓練の実施等は記載のこと。

【出荷証明書、規格証明書】

根拠	・設備標仕1.4.2
簡素化の内容	出荷証明書は、監督員が指示するものを除き不要とする。 材料規格（JIS、JEC、JEM、JCS、JV、JWWA、JCW、BL等）のあるもので、施工計画書、使用資材製品届に品質・規格等記載の場合は、材料搬入時の写真を規格証明書に替える事ができる。